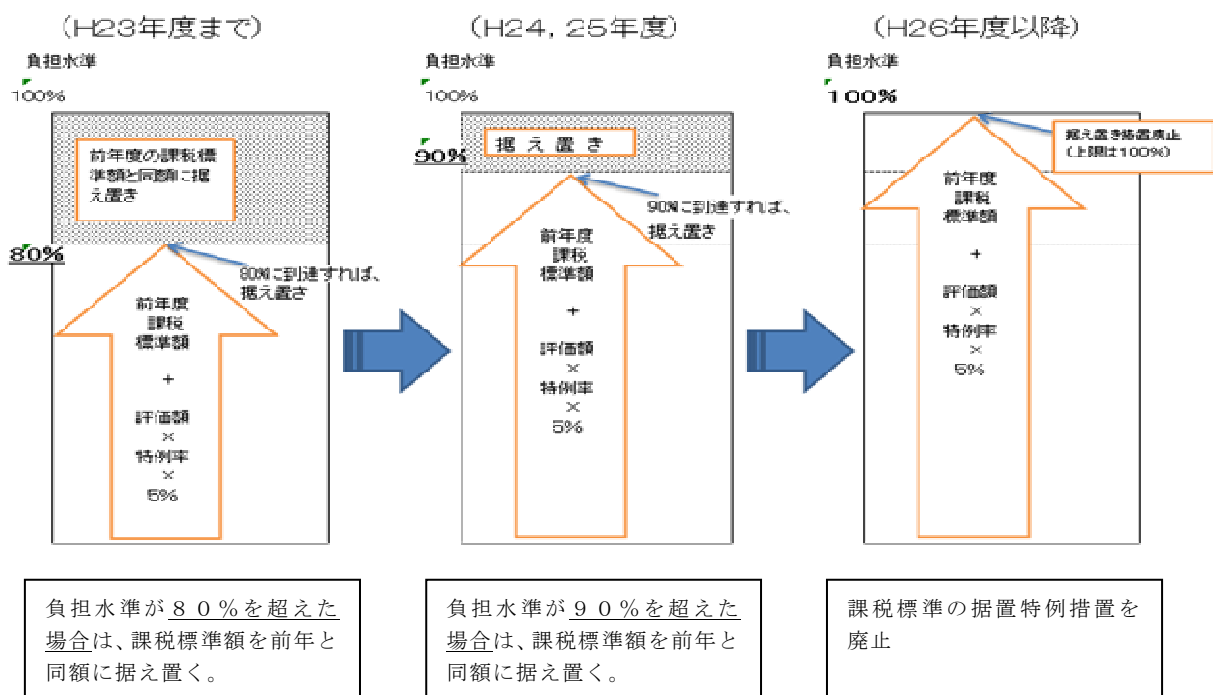


報告第2号	専決処分事項の報告及びこれの承認を求めることについて (三田市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定)
税務課	土地に対して課する都市計画税の現行の負担調整措置を3年延長する等とした地方税法の改正が平成24年3月31日に公布、翌4月1日に施行されたことに伴い、当該条例についても早急に改正する必要が生じたため、平成24年3月31日付けで専決処分したので、これの承認を求めるもの。

【関係法令】 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）

【改正内容】 ●土地に係る負担調整措置（付則第2項から第12項まで、第14項、改正条例付則第3項）



※原則として、現行（平成21年度～平成23年度）の負担調整の仕組みを3年延長するもの。ただし、住宅用地に係る課税標準据置特例措置は、上記図のとおり経過措置を講じる。

【施行期日】 平成24年4月1日

【経過措置】 改正後の条例の規定は、平成24年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成23年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。